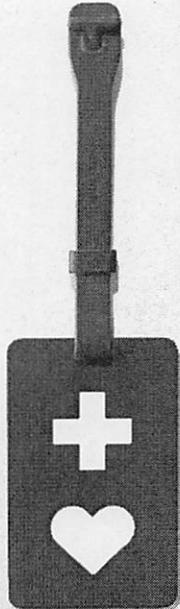


ヘルプマークの普及・啓発について

1. ヘルプマークとは



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするもので、東京都が平成24年度に作成。

鞆などにつけられるよう、タグ型をしており、裏面にシールを貼り緊急時の連絡先や必要な支援の内容を記載できるようになっている。

県では、希望される対象者の方にヘルプマークを配布するとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をしていただけるよう、マークの趣旨を広く周知していく。

2. これまでの経過

(1) 関西広域連合での協議

- ・平成28年3月 関西広域連合委員会でヘルプマークの普及について協議

(2) 本県における検討

- ・平成28年3月 市町障害福祉主管課長会議、滋賀県障害者施策推進協議会等で意見交換
- ・平成28年6月、9月 滋賀県障害者社会参加推進協議会で意見交換
- ・マークの趣旨については概ね好意的な意見であったが、「都道府県域を超えて普及を図る必要がある」、「障害のない人に理解してもらう必要がある」などの意見があった。

(3) 当事者団体からの要望

- ・平成28年9月 滋賀県手をつなぐ育成会、滋賀県難病連絡協議会から本県での導入について要望

(4) 他府県の動向

- ・平成24年10月 東京都が考案し普及を始める
- ・平成28年4月 京都府が導入
- ・平成28年7月 和歌山県、徳島県が導入
- ・平成28年10月 青森県、奈良県が導入
- ・平成29年3月 神奈川県が導入
- ・平成29年度から、栃木県、岐阜県、大阪府が導入予定
- ・平成29年度には、兵庫県を除く近畿2府3県で導入されることになる。

3. 配布について

(1) 配布対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

(2) 配布場所

県庁障害福祉課、各保健所、市町障害福祉担当部署

(3) 配布方法

上記(2)の窓口で希望者に無償配布

(4) 配布開始予定

平成29年4月3日から

4. 啓発について

(1) 県および市町での啓発ポスター、チラシの掲示、配布

(2) 県のホームページのほか新聞広告等の広報媒体による周知

(3) 市町広報媒体への掲載

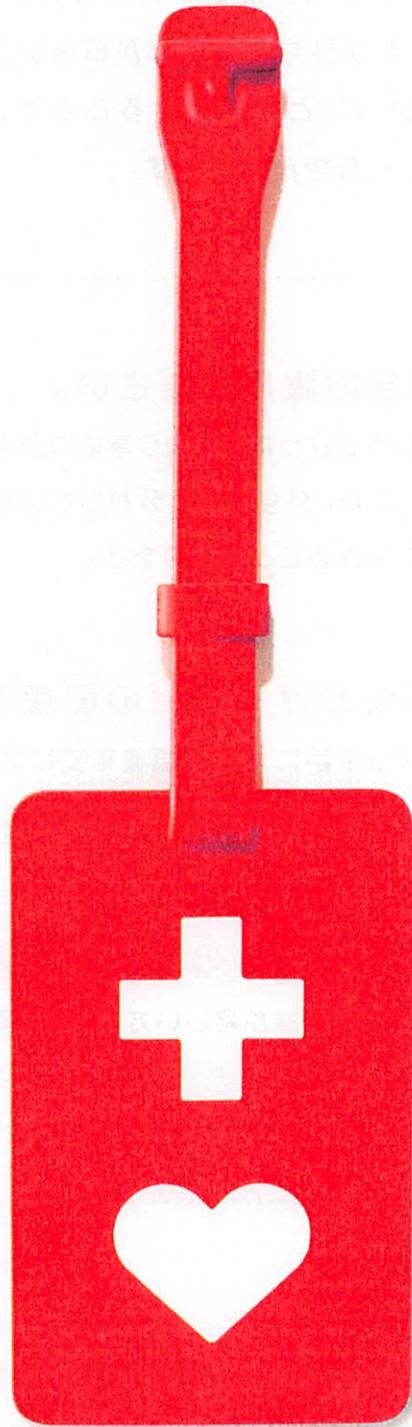
(4) 企業との包括連携協定を活用した周知

(5) 当事者団体等の関係団体を通じた周知

(6) 近隣府県との連携による広域的な啓発

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、

困っているようであれば声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。

配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚や聴覚などに障害があり、状況把握が難しい方、肢体に障害があり、自力での迅速な避難が困難な方がいます。

●下記の場所でヘルプマークを必要とする方に配布しています。

県庁障害福祉課、大津市保健所、草津保健所、甲賀保健所、東近江保健所、彦根保健所、長浜保健所、高島保健所、市町障害福祉担当課

(問合せ先)

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 電話 077-528-3540 FAX 077-528-4853